

入札説明書

この入札説明書は、福島県立あだち支援学校本宮校舎複写サービスの供給について、関係法令及び本件に関する入札の公告等の規定に基づき、入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 入札に付する事項

入札公告に示すとおり

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札公告に示すとおり

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札に参加を希望するものは、次に示す入札参加資格確認申請に関する書類を、
(2)に掲げる場所に郵送又は持参により提出し、本件入札に参加する者に必要な資格の確認を申請すること。資料作成等に要する費用は、入札者の負担とし、一旦受領した書類は返却しないものとする。なお、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出又は聴取等を求めることがある。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1。以下「資格確認申請書」という。）

イ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式2）

ウ 業務実績書（様式任意）

福島県内において本公告に示した仕様に合致した業務又はこれと同等の業務について過去5年間の実績を証明するもの（契約書の写し又は発注機関が発行した実績証明等、発注機関・業務内容・業務期間・契約金額等が明示されているもの。民間・官公庁いずれに対する実績は問わない。）

エ 福島県内に本店又は支店・営業所を有する者であることを証明する書類（履歴事項全部証明書(法人登記簿謄本、但し発行後3か月以内のもの。コピー可。)又は本店・支店・営業所の記載がある会社概要やパンフレット等。)

オ 保守等サービス業務体制表（様式3）

- (2) 資格確認申請書の提出期限及び提出場所

ア 提出期限 令和7年3月5日（水）午後5時15分まで

イ 提出場所 郵便番号 960-8688

福島県福島市杉妻町2番16号 福島県教育庁特別支援教育課

- (3) 入札参加資格の有無は、一般競争入札参加資格確認通知書（様式4）により、令和7年3月12日（水）までに送付又は電子メールにて通知するものとする。

- (4) 入札参加資格がないと通知された者は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和7年3月21日(金)午前10時20分

(2) 場 所 福島県庁西庁舎4階 教育総務課分室

(福島県福島市杉妻町2番16号)

5 入札書の提出方法

(1) 入札書には、指定の入札書(様式5)に必要とする事項を記載し、郵送により提出すること。

(2) 入札書は封筒に入れて密封し、かつ封皮に次の事項を記載すること。

ア 氏 名(法人にあっては、商号又は名称)

イ 「福島県立あだち支援学校本宮校舎複写サービスの供給」(令和7年3月21日(金)開札)

(3) 入札書には、次の事項を記載すること。

ア 片面1枚あたりの単価及び予定枚数に単価を乗じた金額

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載並びに代表者の押印

(4) 郵送に当たっては、二重封筒の表封筒に(2)の必要事項を記載のうえ「入札書在中」と朱書きし、中封筒に(2)の必要事項を記載し、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により、次のとおり提出すること。

ア 提出期限 令和7年3月19日(水)午後5時15分まで(必着)

イ 提出場所 郵便番号 960-8688

福島県福島市杉妻町2番16号 福島県教育庁**財務課**

なお、一般競争入札参加資格確認通知書の写し、福島県が発行する入札保証金に関する領収書の写し(入札者で入札保証金を納付する場合)を同封すること。

6 入札保証金

(1) 入札者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、現金(現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第169条第1項各号に規定する有価証券を提出することができる。

(3) 財務規則第249条第1項各号(別記1)のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。なお、入札保証金の納付の免除を申請する場合は、上記3(2)に掲げる場所、期日までに、以下の書類を申請するものとする。

ア 入札保証金納付免除申請書(様式6)

イ 履行実績証明書(様式7)

(4) 入札保証金の還付については、落札者以外の者に対しては、落札者が決定したのち、落札者に対しては契約が確定したのちに、請求により還付する。

7 開札等

(1) 開札は、上記4で指定する日時及び場所で行う。

- (2) 開札は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (3) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、初回の入札参加者を対象として再度入札を行う場合がある。この場合は、別の日時を指定して行う。

8 入札者に要求される事項

入札者は、開札日の前日までに提出した書類に関し、福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札心得

- (1) 入札者は、入札説明書、仕様書等を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、仕様書等に関する質問書（様式8）により令和7年3月3日（月）までにファクシミリ又は電子メールで関係職員に説明を求めることができる。回答は、軽微なものを除き、質問事項及び回答をまとめ、令和7年3月12日（水）までに、福島県教育委員会ホームページに掲載する方法により行なうものとする。
- (2) 入札者は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

10 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 上記2の入札参加資格のない者のした入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (4) 入札書に記名押印がない入札
- (5) 入札金額を訂正している入札
- (6) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (7) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (8) 明らかに不正によると認められる入札
- (9) 入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者の入札

12 落札者の決定方法

- (1) 福島県が定める予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした

者を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいない場合又は再度の入札に付し落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることがある。随意契約による場合の見積書の提出については別に指示する。

13 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第229条第1項各号（別記2）のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途連絡する。

14 契約書等の作成等

- (1) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (2) 落札者が契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。
- (3) 契約の締結及び履行に関する費用については、全て落札者の負担とする。

15 契約条項 契約書（案）及び財務規則による。

16 異議の申立て

入札参加者は、入札後、この入札説明書、契約条項及び仕様書等について、不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

17 当該契約に関する事務を担当する課 上記3(2)と同じ。

郵便番号 960-8688

福島県福島市杉妻町2番16号

福島県教育庁特別支援教育課

電話番号 024-521-7765

ファクシミリ 024-521-7967

電子メール k.tokubetsushien@pref.fukushima.lg.jp

財務規則（抜粋）

別記1（入札保証金の減免）

第 249 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 一般競争入札に参加する資格を有し、過去2年間に官公署（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3)～(4)（略）

2（略）

（入札保証金の納付等）

第 251 条 契約権者は、第249条第1項の規定により入札保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、入札に参加しようとする者をして、当該入札を執行する直前までに、契約権者の発する納入通知書により入札保証金の全額（その一部の納付の免除をした場合にあつては、その免除した額を控除した額）を関係の出納機関に納付させなければならない。

- 2 出納機関に、前項の規定により入札保証金の納付があつたときは、領収書を当該入札に参加しようとする者に交付しなければならない。
- 3 契約権者は、一般競争入札を執行する場合においては、当該入札に参加しようとする者をして、前項の規定により交付を受けた領収書を提示させ、その確認をしなければならない。

（入札保証金の還付）

第 253 条 入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定したのち、落札者に対してはその者と締結する契約が確定したのちに、請求により還付する。ただし、落札者の納付に係る入札保証金は、当該落札者の同意があるときは、契約保証金の全部又は一部に充当することがあるものとする。

- 2 前項の規定による入札保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第6章又は第9章の規定の例による。

別記2（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1)（略）
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3)（略）
- (4) 過去2年間に官公署（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発

金融公庫等を含む。)とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(5)～(18) (略)

2 (略)

(契約保証金の納付等)

第 231 条 契約権者は、第 229 条の規定により契約保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、契約の相手方となるべき者をして、契約権者の発する納入通知書により契約保証金の全額(その一部の納付の免除をした場合にあっては、その免除した額を控除した額)を関係の指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は関係の出納機関に納めさせなければならない。

2 出納機関は、前項の規定により契約保証金の納付があったときは、領収書を当該契約の相手方となるべき者に交付しなければならない。

(契約保証金の還付)

第 233 条 契約保証金は、工事等又は給付の完了の確認又は検査の終了後に契約の相手方に還付する。

2 前項の規定による契約保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第 6 章又は第 9 章の規定の例による。